

項 目	具 体 的 な 内 容	参 考 事 項
減 価 償 却 費	<p>⑩</p> <p>農業用建物、農機具、車両等の取得金額が10万円以上である場合は、その年に全額を経費とせず、減価償却費として何年かに分けて経費計上します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円未満は農具費等としてその年に全額経費とします。</li> <li>・10万円以上20万円未満の資産の償却は取得金額の1/3を3年間に分けて経費計上する方法もあります。</li> </ul> <p><b>減価償却費の計算方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年4月1日以降に取得したもの 減価償却の計算方法（定額法） 取得金額×定額法償却率×（使用月数/12）×農業専用割合 取得金額から各年分の償却費の累計額を控除した額（未償却残高）が1円になるまで、減価償却の計算を続けます。</li> <li>・平成19年3月31日以前に取得したもの 減価償却の計算方法（旧定額法） {取得金額－※残存価格（取得価格×10%）} ×旧定額法償却率 ×（使用月数/12）×農業専用割合 償却費の累計額が取得金額の95%（※償却可能限度額）になるまで、減価償却の計算を続けます。 ※生物（牛馬、果樹など）の残存価格や償却可能限度額は別の計算式で計算します。</li> </ul> <p>償却費の累計額が取得金額の95%（償却可能限度額）に達した場合は、達した年の翌年から次の算式により償却費を計算し、未償却残高が1円となるまで償却を行います。 (取得価額－取得金額の95%相当額－1円) ÷ 5 × 農業専用割合</p>	<p>農業専用割合には十分注意してください。</p> <p>国又は地方公共団体の補助金等を受けて取得したものは、取得金額から補助金額を差し引いた金額を計上します。その場合、「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付する必要があります。</p> <p>裏面もご覧ください。</p>

項 目	具 体 的 な 内 容					参 考 事 項	
減 価 償 却 費	⑩	《主な資産の耐用年数及び償却率》					<p>中古品購入の耐用年数（償却率）</p> <p>①法定耐用年数を全部経過したもの （法定耐用年数）×0.2</p> <p>②法定耐用年数の一部を経過したもの （法定耐用年数）－（経過年数×0.8）</p> <p>注）計算で生じる1年未満の端数は切り捨てます。 中古資産の耐用年数は<b>最低2年</b>です。</p> <p>農家を使用する減価償却資産の主なものをあげて います。不明な資産については役場財務課・各支所 窓口グループへお尋ねください。</p>
		構造・用途	細 目	耐 用 年 数	旧定額法 償 却 率 (平成19年3月 以前に取得)	定額法 償却率 (平成19年4月 以降に取得)	
		木造建物	車庫用	17年	0.058	0.059	
			倉庫用・作業場用	15年	0.066	0.067	
		車 両	軽自動車	4年	0.250	0.250	
			貨物自動車	5年	0.200	0.200	
		コンクリート造の構 築物(農林業用)	畦畔、用水路など	17年	0.058	0.059	
		農 機 具	全ての農機具	7年	0.142	0.143	
		器具・備品	きのこ栽培用 ほだ木	3年	0.333	0.334	
		生 物	役肉用牛 (繁殖用)	6年	0.166	0.167	
キウイフルーツ樹	22年		0.046	0.046			
ブルーベリー樹	25年		0.040	0.040			